

平成 26 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社メガネスーパー
 代表者名 代表取締役社長 星崎 尚彦
 (コード番号 3 3 1 8 J Q)
 問合せ先 取締役執行役員
 管理本部長 齋藤 正和
 電 話 0 4 6 5 - 2 4 - 3 6 1 1

第三者割当による社債型優先株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による優先株式の発行(以下「本件増資」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件増資は、平成 26 年 4 月 23 日開催予定の本臨時株主総会において「定款の一部変更の件」が承認可決されること、並びに普通株主、A種優先株主、B種優先株主及びB種劣後株主による各種類株主総会において、本定款変更案が承認可決されることを効力発生の条件としております。

記

1. 新株発行の概要

(1) 発行株式数	C種優先株式 320株
(2) 発行価額	1株につき2,500,000円
(3) 発行価額の総額	800,000,000円
(4) 資本組入額	1株につき 金1,250,000 円
(5) 資本組入額の総額	400,000,000円
(6) 新株発行の方法	第三者割当方式
(7) 申込期日	平成26年4月24日(木)
(8) 払込期日	平成26年5月6日(火) (※) 当社は、上記申込期日である平成26年4月24日において、申込証拠金としてC種優先株式の発行価額の総額(800百万円)のうち全額を受領予定であり、当該受領した金額は、財務諸表規則62条に基づき申込期日から払込期日の間「新株式申込証拠金」として純資産の部に計上されます。 なお、払込期日は平成26年5月6日であることから、割当

	予定先へのC種優先株式の発行は5月となります。
(9) 割当予定先	① 投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅣ号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け 135個 ② AP Cayman Partners II, L.P. 94個 ③ Japan Ireland Investment Partners 82個 ④ フォーティーツー投資組合 9個
(10) 優先配当金	当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、当社定款に定める所定の算式により算出された額に0.07を乗じた額の金銭による剰余金の配当を行う。
(11) 議決権	C種優先株主は株主総会において議決権を有しない。
(12) C種優先株式の金銭対価の取得条項	(ア) 当社は、C種優先株式発行後、平成27年8月1日以降は、C種優先株式1株につき次項に定める算定方法に従って算出される額の金銭の交付と引換えに、C種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。 (イ) C種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、取得に係るC種優先株式の数に以下に定める算式により算出された額（ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。）を乗じて得られる額とする。 $ \begin{array}{ccccccc} \text{取得と} & & & \text{C種優先株} & & \text{C種優先} & \text{C種優先株式の} \\ \text{引換え} & & & \text{式の発行日} & & \text{株式の取} & \text{発行日において} \\ \text{に交付} & & & \text{におけるB} & & \text{得日にお} & \text{B種優先株式の} \\ \text{する金} & & & \text{種優先株式} & & \text{けるC種} & \text{取得請求の対価} \\ \text{銭の額} & = & 2,500.0} & \text{1株当たり} & + & \text{優先株式} & \text{として交付され} \\ & & \text{00円} & \text{の累積未払} & & \text{累積未払} & \text{る普通株式の株} \\ & & & \text{配当金相当} & & \text{配当金相} & \text{式数} \\ & & & \text{額} & & \text{当額} & \\ & & & \text{100} & & & \text{100} \\ \end{array} \times \text{C種優先株式の発行日における有効な基準時価} $
(13) C種優先株式の金銭対価の取得請求権	C種優先株主は、平成27年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。）又は各事業年度末日から7ヶ月を経過した日から当該事業年度末日の9ヶ月後の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該事業年度末

	日から10ヶ月を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。上記定時株主総会の日から30日を経過した日と併せて、以下「C種優先株式取得請求日」という。）に、C種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、C種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額又は150,000,000円のいずれか低い方の金額を限度として当社がC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付するのと引換えに、C種優先株式の全部又は一部の取得を、当社に対して請求することができる。
(14) C種優先株式の譲渡の制限	譲渡によるC種優先株式の取得については、当社の取締役会による承認を要する。
(15) その他	前各号については、平成26年4月23日に開催予定の当社臨時株主総会において、C種優先株式の発行に必要な定款変更に関する議案が特別決議で承認可決されること、並びに普通株主、A種優先株主、B種優先株主及びB種劣後株主による各種株主総会において、本定款変更が承認可決されること、効力発生条件となります。発行要項につきましては、別紙1.「発行要項」をご参照下さい。

（注）C種優先株式の発行条件にかかわる詳細については、別紙株式会社メガネスーパーC種優先株式発行要項をご参照ください。

2. 新株発行の目的及び理由

(1) 本件増資の経緯及び目的

当社株式は、平成25年7月31日付で公表のとおり、債務超過による上場廃止に係る猶予期間に入っており、かかる猶予期間の末日である平成26年4月30日までに債務超過の解消を行うことが当社の優先的課題となっております。このため、当社は、平成26年2月12日において、同日付開示資料「ノンコミットメント型ライツ・オファリング及び第三者割当による新株式（DES）の募集及び主要株主である筆頭株主の異動並びに定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「平成26年2月12日付開示資料」といいます。）にて公表の通り、株主割当による上場型無償新株予約権の発行（以下「第2回ライツ・オファリング」といい、第2回ライツ・オファリングにおいて発行した新株予約権を、以下「第

7回新株予約権」といいます。)を決議いたしました。

この結果、当社は第7回新株予約権の行使により、平成26年4月11日までに、総額650百万円の払い込みを受け、また、当社は、第7回新株予約権発行要項に基づき、平成26年4月14日に、同日時点において残存していた第7回新株予約権22,930,813個の全部を取得し、いわゆる自己新株予約権としております。

また、当社は、上記平成26年2月12日付取締役会決において、平成26年4月23日開催予定の臨時株主総会において「定款一部変更の件」及び「第三者割当によるB種劣後株式発行の件」が承認されることを条件として、第三者割当による新株式の募集（デット・エクイティ・スワップ）の実施を決議しており、総額で1,960百万円の資本増強を行うことを計画しております。

一方で、平成26年4月期第3四半期（自平成25年11月1日至平成26年1月31日）の四半期純損失が716百万円となったこと等により、平成26年1月31日時点における当社の債務超過額は3,047百万円となりました。

従って、平成25年10月25日付公表の第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）の行使総額のうち平成26年2月1日以降に行使された分（6百万円）、平成26年2月14日付で行った第6回新株予約権の取得における取得価格の総額（2百万円）、第2回ライツ・オフアリングによる調達額（650百万円）、新株予約権付ローンとして平成24年1月31日付で発行した当社第1回乃至第4回新株予約権の予約権行使額（266百万円）、及び上記デット・エクイティ・スワップによる調達予定額（1,960百万円）の結果を踏まえ、業績予想より保守性の観点でリスクを重視し、かつ計算を単純化したシミュレーションとして、仮に平成26年4月期第4四半期の純損益がゼロであった場合、現時点における平成26年4月30日時点の債務超過想定額は167百万円となります。なお、当社株式は、平成25年7月31日付で公表のとおり、債務超過による上場廃止に係る猶予期間に入っており、かかる猶予期間の末日である平成26年4月30日までに債務超過の解消が行えない場合、当社普通株式は東京証券取引所有価証券上場規程第604条の2第1項第3号（関連規則は同第601条第1項第5号）に規定された上場廃止基準に基づき上場廃止となります。

平成26年1月31日時点純資産額	▲3,047百万円
平成26年2月1日以降第6回新株予約権の行使	6百万円
平成26年2月14日付で行った第6回新株予約権の取得	▲2百万円
第2回ライツ・オフアリングの行使総額	650百万円
新株予約権付ローンの予約権行使	266百万円
本件デット・エクイティ・スワップ（予定）	1,960百万円
平成26年4月期第4四半期純損益（シミュレーション）	0百万円
平成26年4月30日時点純資産額（シミュレーション）	▲167百万円

こうした中、当社といたしましては、当社株式の流動性を確保することが株主価値を維持する観点からも望ましいこと、並びに当事業年度平成25年8月及び11月度からは5ヶ月連続して既存店舗の売上が前年100%を越えるなど、足下の事業環境が好転しており今後株主価値が増大していくことが見込まれることなどに鑑み、当社普通株式の上場維持を優先的課題として捉えておりますが、現時点におけるシミュレーション上での平成26年4月30日時点の債務超過額は167百万円であり、かつ平成26年4月期第4四半期の業績はなお流動的であることから、平成26年4月30日時点において債務超過を解消し、もって当社普通株式の上場を確実に維持するためには、追加的な資本増強が必要であると判断しております。

また、第2回ライツ・オファリングによって当社が調達を予定していた資金は、当初2,026百万円であり、そのうち諸費用等を控除した1,870百万円について、新規出店費用として1,200百万円、M&A等によるチェーン拡大費用として370百万円、売上対策費用として300百万円をそれぞれ充当する計画であったところ、現在までに実際に調達した資金は650百万円であり、当該資金については売上対策に300百万円、M&A等によるチェーン拡大費用として350百万円をそれぞれ充当する予定（一部充当済み）であるため、当初計画していた新規出店資金1,200百万円の全額が不足しております。当社といたしましては、平成25年12月13日付開示資料「中期経営計画の進捗について」にて公表した通り、当社は事業の再生に向けた中期経営計画（以下「本中期計画」といいます。）を実現し、早期に株主の皆様に対して利益の還元を実施していくためには、かかる不足資金の内、当社にとってより重要な新規出店資金につき、可能な限り追加的に調達を行う必要があると判断しております。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由について

当社は、当初、第2回ライツ・オファリングにおいて取得した第7回新株予約権の処分を行うことで平成26年4月30日までの債務超過を解消することを企図しておりましたが、主に公開買付規制におけるいわゆる3分の1ルール（金融商品取引法第27条の2第1項2号）及び急速な買付け規制（金融商品取引法第27条の2第1項4号）との関連から、当該処分を行うことの完全な適法性が確保できないとの結論に至り、平成26年4月30日までに債務超過を解消するための代替的手法として、本件増資を行うことといたしました。本件増資は、当社が発行する非上場株式であるC種優先株式の発行によるものであり多数の者に所有されるおそれが少ないことから、金融商品取引法に定める募集に該当することなく行われます。また、申込期日である平成26年4月24日において、割当予定先より発行価額の総額（800百万円）のうち全額を新株式申込証拠金として受領する予定であり、これにより、4月中における株主資本（純資産）の増強が可能となります。なお、払込期日は平成26年5月6日であることから、割当予定先へのC種優先株式の発行は5月6日となります。

当社は、上記第2回ライツ・オフアリングにおいて取得した第7回新株予約権の処分を含むさまざまな資本増強について検討いたしましたが、第7回新株予約権の処分については完全な適法性が確保できないと考えられる一方で、本件増資であれば適法に平成26年4月30日以前に資本を増強できる見込みであり、また平成26年4月30日までの債務超過解消が喫緊の課題であることを踏まえると、本件増資以外の選択肢を検討する時間的猶予は乏しいことに鑑み、本日、本件増資を決議いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	800,000,000円
② 本件増資にかかる諸費用の概算額	0円
③ 差引手取概算額	800,000,000円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
新規出店費用	800	平成26年5月～平成28年4月

当社は、既存店の業績が回復傾向にあることを受け、平成25年12月に当社として5年ぶりとなる新規出店を行い、新たに4店舗をオープンさせました。当社の店舗網は、過去最大500店以上だったものを、不採算店舗の閉鎖により現状約300店まで絞り込んでおりますが、今後、平成27年4月期中に25店、平成28年4月期中に40店、本中期計画期間中に合計で65店以上の新規出店を行うことを計画しております。

このため、当社は、資金の調達を行うため、平成26年2月12日において、同日付開示資料「ノンコミットメント型ライツ・オフアリング及び第三者割当による新株式（DES）の募集及び主要株主である筆頭株主の異動並びに定款の一部変更に関するお知らせ」にて公表の通り、株主割当による上場型無償新株予約権の発行（以下「第2回ライツ・オフアリング」といい、第2回ライツ・オフアリングにおいて発行した新株予約権を、以下「本新株予約権」といいます。）を決議いたしました。第2回ライツ・オフアリングによって当社が調達を予定していた資金は、当初2,026百万円であり、そのうち諸費用等を控除した1,870百万円について、新規出店費用として1,200百万円、M&A等によるチェーン拡大費用として370百万円、売上対策費用として300百万円をそれぞれ充当する計画であったところ、現在までに実際に調達した資金は650百万円であり、当該資金については売上対策に300百万円、M&A等によるチェーン拡大費用として350百万円をそれぞれ充当する予定（一部充当済み）であるため、当初計画していた新規出店資金1,200百万円の全額が不足しております。当社といたしましては、平成25年12月13日付開示資料「中期経営計画の進捗について」にて公表した通り、当社は事業の再生に向けた中期経営計画を実

現し、早期に株主の皆様に対して利益の還元を実施していくためには、かかる不足資金の内、当社にとってより重要な新規出店資金につき、可能な限り追加的に調達を行う必要があると判断しております。

新規出店に係る費用は、建設費用及び預託保証金等充当資金として1店舗あたり平均40百万円、総額で約2,600百万円を見込んでおり、上記調達資金は、そのうち約20店舗の出店に伴う資金に充当する予定です。かかる新規出店と上記出店計画における出店数の差分については、構造改革以降の当社の営業活動から得られるキャッシュフローを原資とする予定です。なお、調達資金につきましては、支出までの間、当社の銀行預金口座において資金管理する予定です。

当社は、かかる新規出店の効果として、これまでの不採算店舗の閉鎖と併せて、好立地の新規店舗による不採算店舗の置き換えが進むことにより、収益性の改善と共に売上金額の回復が実現することを見込んでおります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金の使途といたしましては、上述の「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」に記載した投資の実行を予定しております。当社としては、新規出店を含む必要な投資を適宜実施することで、3期後の平成28年4月期において、売上高26,000百万円、営業利益2,300百万円（営業利益率9%）を達成することを目標としております。また、第2回ライツ・オファリング及び本件増資における新株式申込証拠金によって債務超過は解消される見込みであることから、本件増資の実施は株主の皆様の利益に資するものであり、合理的であると判断しております。

5. 新株発行条件の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、C種優先株式の残余財産分配請求金額並びに金銭を対価とする取得条項及び取得請求権に基づく同優先株式の取得の対価がいずれも金2,500,000円であること、C種優先株式の優先配当金が非累積・非参加型のものであること、C種優先株主による金銭を対価とする取得請求権が行使可能となる日が平成27年8月1日以降の毎年8月1日であること、C種優先株式が株主総会における議決権が付されておらず、また普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されない優先株式であること等、C種優先株式の価値に関する諸条件を考慮し、現在の市場金利、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案し、割当予定先との間で慎重に協議及び交渉を重ねた結果、C種優先株式の払込金額を金2,500,000円と決定いたしました。

なお、当社は、当社監査役全員より、本件増資は、当社を取り巻く経営環境及び当社の財務状況に鑑み、「中期経営計画」を実現する上で必要となる安定的資金を確保し、本割

当による調達資金は当社が事業を拡大する上で必要な投資に充てられ、かつ平成26年4月30日までの債務超過解消が当社にとって火急の課題である状況を踏まえると、必要性が高いと考えられること、及びC種優先株式が議決権のない株式であり、かつ普通株式その他の種類株式を対価とする取得請求権及び取得条項は付されていないことから普通株式の増加による希薄化が生じることはなく、また金銭を対価とする取得条項に基づき1株あたり2,500,000円が交付される社債型の優先株式であることから、既存株主の利害保護の観点からも相当性があると考えられることから、C種優先株式の発行価格並びに発行条件には合理性が認められ、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額に該当しないと判断した旨の意見書を平成26年4月21日付で受領しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的と判断した根拠

平成26年4月30日までの債務超過解消が当社にとって優先的課題である状況を踏まえると、発行条件を検討し、割当予定先との間で協議を行うための十分な時間がないと判断される中で、上記の通り本件におけるC種優先株式の発行価額は合理的であると考えられることに加え、上述の通り、C種優先株式には株主総会における議決権がなく、また普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されない優先株式であり、普通株式の増加による希薄化が生じることはないことから、取締役会として、その発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

名称	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け		
所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号		
出資額	74,275,000,000円		
組成目的	投資		
主たる出資者及びその出資比率	無限責任組合員であるAPIVGP投資組合と、38名の適格機関投資家である有限責任組合員（銀行、保険会社、年金及び政府系金融機関等）から出資されております。なお、出資比率が10%以上の出資者はおりません。		
業務執行組合員又はこれに類する者	名称	APIVGP投資組合	
	所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
	出資額	93,000,000円	
	組成目的	ファンド資産の運用及び管理	
	主たる出資者及びその出資比率	業務執行組合員である株式会社APIVGPと、4名の組合員（個人）から出資されております。適格機関投資家である2名の個人がそれぞれ出資比率42.96%の組合員として出資しております。その他に出資比率が10%以上の出資者はおりません。	
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称	株式会社APIVGP
		本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
		代表者の役職及び氏名	代表取締役 笹沼 泰助
		資本金	250,000円

		事業の内容	投資事業組合財産の運用及び管理
		主たる出資者及びその出資比率	アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合 100.0%

名称	AP Cayman Partners II, L.P.		
所在地	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KYI-9002, Cayman Islands		
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません		
出資額	51,830,425,998 円		
組成目的	投資		
主たる出資者及びその出資比率	General Partner である AP Cayman Partners II General Partner, L.P. と、52 名の Limited Partners (ファンド、年金、保険、財団及び個人等) から出資されております。資産総額において世界有数の米国における研究財団が出資比率 12.5% の Limited Partner として、資産総額において欧州で有数の公務員・教職員年金基金が出資比率 10.5% の Limited Partner として出資しております。その他に出資比率が 10% 以上の出資者はありません。		
業務執行組合員又はこれに類する者	名称	AP Cayman Partners II General Partners, L.P.	
	所在地	Walkers Corporate Services Limited, P.O. Box 908 GT, Walker House, Grand Cayman, Cayman Islands KYI-9002	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません	
	出資額	55,000,000 円	
	組成目的	ファンド資産の運用及び管理	
	主たる出資者及びその出資比率	General Partner である Cayman Capital Management II, Inc. と、2 名の Limited Partners (個人) から出資されております。適格機関投資家である 2 名の個人がそれぞれ出資比率 42.96% の組合員として出資しております。その他に出資比率が 10% 以上の出資者はありません。	
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称	Cayman Capital Management II, Inc.
		本店の所在地	Walkers Corporate Services Limited, P.O. Box 908 GT, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands KYI-9005
		代表者の役職及び氏名	Director Douglas R. Stringer
		資本金	1 米ドル
		事業の内容	リミテッド・パートナーシップ財産の管理・運用
		主たる出資者及びその出資比率	Douglas R. Stringer 100.0%

名称	Japan Ireland Investment Partners
所在地	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland

国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません
代表者の役職及び氏名	Director David Lawless
出資額	10,000 円
組成目的	投資
主たる出資者及びその出資比率	Japan Ireland Investment Partners, Ltd.

(注) Japan Ireland Investment Partnersの主な資金提供者の概要は以下のとおりであります。

名称	Japan Ireland Investment Partners, L.P.	
所在地	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KYI-9002, Cayman Islands	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません	
出資額	45,044,954,887 円	
組成目的	投資	
主たる出資者及びその出資比率	General Partner である Japan Ireland Investment Partners, Ltd と、51 名の Limited Partners (ファンド、年金、保険、政府及び個人等) から出資されております。 なお、出資比率が 10% 以上の出資者はありません。	
業務執行組合員又はこれに類する者	名称	Japan Ireland Investment Partners, Ltd.
	所在地	Walkers Corporate Services Limited, P.O. Box 908 GT, Walker House, Grand Cayman, Cayman Islands KYI-9002
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません
	代表者の役職及び氏名	Director David Lawless
	資本金	1 米ドル
	組成目的	ファンド資産の運用及び管理
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社 AP5 100.0%

名称	フォーティーツー投資組合	
所在地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号	
出資額	63,000,000 円	
組成目的	投資	
主たる出資者及びその出資比率	笹沼 泰助 49.5% リチャード・エル・フォルソム 49.5% 株式会社 AP3 1.0%	
業務執行組合員又はこれに類する者	名称	株式会社 AP3
	所在地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 リチャード・エル・フォルソム
	資本金	10,000,000 円
	組成目的	投資事業組合財産の運用及び管理

	主たる出資者 及びその出資 比率	アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合 100.0%
--	------------------------	---------------------------------

(注) 平成26年2月12日付「ノンコミットメント型ライツ・オファリング及び第三者割当による新株式(D E S)の募集」にて記載の通り、当社として、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数投資家向け、AP Cayman Partners II, L.P.、Japan Ireland Investment Partners、及びフォーティーツー投資組合(以下、4ファンドを総称して「APファンド」といいます。)が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下、「暴力団等」といいます。)である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実、及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを、割当予定先の株主であるAPファンドの出資者が平成23年の時点から変化していないことを確認したうえで、平成23年付で独立した第三者機関である株式会社J P リサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門3-7-12、代表取締役 古野啓介)から受領したバックグラウンドチェックにかかわる調査報告書によって確認しております。その上で、当社はAPファンドまたはAPファンドの役員若しくは主な出資者は、反社会的勢力とは関係がないと判断しており、その上で、割当先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社株式は、平成25年7月31日付で公表のとおり、債務超過による上場廃止に係る猶予期間に入っており、かかる猶予期間の末日である平成26年4月30日までに債務超過の解消を行うことが当社の優先的課題となっております。このため、当社は、平成26年2月12日において、同日付開示資料「ノンコミットメント型ライツ・オファリング及び第三者割当による新株式(D E S)の募集及び主要株主である筆頭株主の異動並びに定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「平成26年2月12日付開示資料」といいます。)にて公表の通り、株主割当による上場型無償新株予約権の発行(以下「本件ライツ・オファリング」といい、本件ライツ・オファリングにおいて発行した新株予約権を、以下「本新株予約権」といいます。)を決議し、また、平成26年4月14日において、同日付開示資料「当社第7回新株予約権の行使状況(一般投資家の最終行使状況)及び取得に関するお知らせ」にて公表の通り、同日時点で残存していた本新株予約権の全部を取得いたしました。

当社は、取得した本新株予約権の処分を行うことで平成26年4月30日までの債務超過を解消することを企図しておりましたが、主に公開買付規制におけるいわゆる3分の1ルール(金融商品取引法第27条の2第1項2号)及び急速な買付け規制(金融商品取引法第27条の2第1項第4号)との関連から、当該処分を行うことの完全な適法性が確保できないとの結論に至り、資本増強のための代替的手法の検討を開始いたしました。

本件は、当社が発行する非上場株式であるC種優先株式の発行によるものであり多数の者に所有されるおそれが少ないことから、金融商品取引法に定める募集に該当す

ることなく行われます。また、申込期日である平成26年4月24日において、割当予定先より発行価額の総額（800百万円）のうち全額を新株式申込証拠金として受領する予定であり、これにより、4月中における株主資本（純資産）の増強が可能となります。

本件の割当予定先としては、時間的余裕がないことから、上記第7回新株予約権処分の相手先として想定していた処分予定先に対して、当社より本件に関する打診を行いました。

上記割当予定先であるAPファンドは、当社の長期連帯株主であり、当社の状況について熟知しているため、本件増資に関しても協力が期待できる可能性が高いと判断しております。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先より、当社企業価値の向上と最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインの獲得を目的として、C種優先株式を取得まで保有する方針であるとの説明を口頭にて受けております。

また、当社は割当予定先との間で本件の払込期日（平成26年5月2日）から2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であり、割当予定先からは当該確約書の取得につき内諾を得ております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先による払込みに関する流れといたしましては、当社は、割当予定先が引受済の眼鏡補聴器革新株式会社を発行体とする社債の一部につき、繰上償還対象総額計800百万円として、平成26年4月22日に繰上償還を行う予定である旨につき各割当予定先が通知を受けていることを確認しております。繰上償還の対象となる社債の概要は以下の通りです。

社債の名称	眼鏡・補聴器革新機構株式会社 第3回無担保普通社債
社債の総額	1,000,000,000円
各割当先の引受金額	①投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅣ号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数投資家向け：421,768,747円 ②AP Cayman Partners II, L.P.：294,317,790円 ③Japan Ireland Investment Partners：255,786,660円 ④フォーティーツー投資組合：28,126,803円
社債の発行日	平成26年2月4日
社債の利率	年12%
最終償還期日	平成36年2月末日

併せて、平成26年4月21日時点での割当予定先及び眼鏡補聴器革新の銀行口座残高の総額が、本件の対象となるC種優先株式の取得に足りることを確認いたしました。以上の結果、当社は、本件の実施については確実性があるものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

7. 割当後の大株主及び全体の議決権総数に対する議決権比率

割当前（平成25年4月18日時点）（注）		割当後	
投資事業有限責任組合アドバンテ ッジパートナーズⅣ号・適格機関 投資家間転売制限付分除外少数 人数投資家向け	21.54%	投資事業有限責任組合アドバン テッジパートナーズⅣ号・適格機 関投資家間転売制限付分除外少 人数投資家向け	21.54%
AP Cayman Partners II, L.P. （常任代理人 河原正幸）	15.03%	AP Cayman Partners II, L.P. （常任代理人 河原正幸）	15.03%
Japan Ireland Investment Partners （常任代理人 河原正幸）	13.06%	Japan Ireland Investment Partners （常任代理人 河原正幸）	13.06%
高橋 新	3.88%	高橋 新	3.88%
日本証券金融株式会社	2.18%	日本証券金融株式会社	2.18%
フォーティーツー投資組合	1.44%	フォーティーツー投資組合	1.44%
田中 由子	1.10%	田中 由子	1.10%
田中 邦興	0.70%	田中 邦興	0.70%
山沢 滋	0.70%	山沢 滋	0.70%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL （常任代理人 ゴールドマン・サッ クス証券株式会社）	0.57%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL （常任代理人 ゴールドマン・サッ クス証券株式会社）	0.57%

（注）平成26年2月21日現在の株主名簿に記載の上位株主の所有株式数に、第7回新株予約権の行使により取得された株式数を加えたものを所有株式数として算出しております。また、C種優先株式は議決権を有しておりませんので、割当後の所有議決権数の割合に変更はありません。なお、平成26年4月末に予定されているデット・エクイティ・スワップ後の所有議決権数の割合は以下の通りです。

割当前（平成25年4月18日時点）（注）		割当後	
投資事業有限責任組合アドバンテ ッジパートナーズⅣ号・適格機関 投資家間転売制限付分除外少数 人数	21.54%	眼鏡・補聴器革新株式会社	43.24%

投資家向け			
AP Cayman Partners II, L.P. (常任代理人 河原正幸)	15.03%	投資事業有限責任組合アドバン テッジパートナーズⅣ号・適格機 関投資家間転売制限付分除外少 人数投資家向け	12.23%
Japan Ireland Investment Partners (常任代理人 河原正幸)	13.06%	AP Cayman Partners II, L.P. (常任代理人 河原正幸)	8.53%
高橋 新	3.88%	Japan Ireland Investment Partners (常任代理人 河原正幸)	7.41%
日本証券金融株式会社	2.18%	高橋 新	2.20%
フォーティーツー投資組合	1.44%	日本証券金融株式会社	1.24%
田中 由子	1.10%	フォーティーツー投資組合	0.82%
田中 邦興	0.70%	田中 由子	0.63%
山沢 滋	0.70%	田中 邦興	0.40%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サック ス証券株式会社)	0.57%	山沢 滋	0.40%

8. 種類別優先株式の状況（平成26年4月18日現在）

(1) A種優先株式

株主名	所有株数	持株比率	議決権個数
有限会社 ビック商事	700	87.50%	0
HOLTジャパン株式会社	100	12.50%	0
計	800	100.00%	0

(2) B種優先株式

株主名	所有株数	持株比率	議決権個数
HOLTジャパン株式会社	1	100.00%	0
計	1	100.00%	0

(3) C種優先株式

平成26年4月18日現在、C種優先株式は発行されていません。

9. 今後の見通し

上記「2. 新株発行の目的及び理由 (1) 本件増資の経緯及び目的」に記載の通り、業績予想より保守性の観点でリスクを重視し、かつ計算を単純化したシミュレーションとして、仮に平成26年4月期第4四半期の純損益がゼロであった場合、平成26年4月30日時点の債務超過想定額は167百万円であり、また、平成26年4月期第4四半期の四半期純利益については、最大限悪化を仮定した場合において約600百万円程度迄の損失であれば、第2回ライツ・オフアリング等により調達した資金に加え、4月23日開催の臨時株主総会において承認されることを前提とした本件デット・エクイティ・スワップにより調達が予定されている資金、及び平成26年4月23日開催の臨時株主総会における「定款一部変更の件」の承認を前提に、C種優先株式を引き受けてなされる見込みの増資にかかわる申込証拠金によって債務超過が解消される可能性が高いと考えております。

一方で、現在のところ、平成25年12月13日に発表いたしました平成26年4月期の通期業績予想に変更はありません。

また、第7回新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

該当事項はありません

11. 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：百万円)

	平成23年4月期	平成24年4月期	平成25年4月期
売上高	22,472	19,174	15,969
営業利益	▲538	▲1,289	▲1,607
経常利益	▲661	▲1,480	▲1,654
当期純利益	▲1,578	▲1,978	▲2,292
1株当たり当期純利益(円)	▲115.33	▲144.57	▲108.79
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	▲46.25	▲64.16	▲232.54

(2) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当増資によるA種優先株式の発行

発行期日	平成23年7月27日
調達資金の額	債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)の手法を採用したため、資金の調達はなし。

募集時における発行済株式数	普通株式 13,790,880 株
当該募集による発行株式数	A 種優先株式 800 株
募集後における発行済株式総数	普通株式 13,790,880 株 A 種優先株式 800 株
割当先	有限会社ビック商事
現時点における転換状況 (行使状況)	該当なし
発行時における当初の資金使途	債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の 手法を採用したため、資金の調達はなし
発行時における支出予定時期	債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の 手法を採用したため、資金の調達はなし
現時点における充当状況	債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の 手法を採用したため、資金の調達はなし

② 第三者割当増資による A 種劣後株式の発行

発行期日	平成 24 年 1 月 31 日
調達資金の額	1,333,999,964 円
募集時における発行済株式数	普通株式 13,790,880 株 A 種優先株式 800 株
当該募集による発行株式数	A 種劣後株式 30,318,181 株
募集後における発行済株式総数	普通株式 13,790,880 株 A 種優先株式 800 株 A 種劣後株式 30,318,181 株
割当先	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ IV 号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投 資家向け 12,787,262 株 AP Cayman Partners II, L.P. 8,923,180 株 Japan Ireland Investment Partners 7,754,986 株 フォーティーツー投資組合 852,753 株
現時点における転換状況 (行使状況)	転換済株式はなし
発行時における当初の資金使途	店舗改装費、IT 設備投資費、構造改革費用及び運転 資金

発行時における支出予定時期	店舗改装費 平成 24 年 5 月～平成 25 年 4 月 IT 設備投資費 平成 24 年 5 月～平成 25 年 4 月 構造改革費用 平成 24 年 2 月～平成 25 年 4 月 運転資金 平成 24 年 2 月～平成 25 年 4 月
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

③ 第 1 回新株予約権の発行

発行期日	平成 24 年 1 月 31 日
調達資金の額	新株予約権の発行による調達額 0 円 新株予約権の行使による調達額 各第 1 回新株予約権の行使に際して出資される財産は、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ IV 号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け及び当社の間の平成 24 年 1 月 30 日付の金銭消費貸借契約に基づく貸金元本債権の全部又は一部とし、その価額は、第 1 回新株予約権 1 個につき、金 64 円とする。
募集時における発行済株式数	普通株式 13,790,880 株 A 種優先株式 800 株 A 種劣後株式 30,318,181 株
当該募集による発行株式数	該当なし
募集後における発行済株式総数	普通株式 13,790,880 株 A 種優先株式 800 株 A 種劣後株式 30,318,181 株
割当先	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ IV 号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け 4,389,030 個
当該募集による潜在株式数	4,389,030 個
現時点における転換状況 (行使状況)	2,633,418 個
現時点における潜在株式数	1,755,612 個
発行時における当初の資金使途	新規出店費
発行時における支出予定時期	平成 24 年 5 月～平成 27 年 4 月

現時点における充当状況	上記資金使途及び運転資金に全額を充当済み ※平成 25 年 12 月 13 日付開示資料「平成 23 年に実施した第三者割当による劣後株式及び新株予約権付ローンに係る資金使途の変更に関するお知らせ」参照
-------------	--

④ 第 2 回新株予約権の発行

発行期日	平成 24 年 1 月 31 日
調達資金の額	新株予約権の発行による調達額 0 円 新株予約権の行使による調達額 各第 2 回新株予約権の行使に際して出資される財産は、AP CaymanPartners II, L.P. 及び当社の間の平成 24 年 1 月 30 日付の金銭消費貸借契約に基づく貸金元本債権の全部又は一部とし、その価額は、第 2 回新株予約権 1 個につき、金 64 円とする。
募集時における発行済株式数	普通株式 13,790,880 株 A 種優先株式 800 株 A 種劣後株式 30,318,181 株
当該募集による発行株式数	該当なし
募集後における発行済株式総数	普通株式 13,790,880 株 A 種優先株式 800 株 A 種劣後株式 30,318,181 株
割当先	AP Cayman Partners II, L.P. 3,062,745 個
当該募集による潜在株式数	3,062,745 個
現時点における転換状況 (行使状況)	1,837,647 個
現時点における潜在株式数	1,225,098 個
発行時における当初の資金使途	新規出店費
発行時における支出予定時期	平成 24 年 5 月～平成 27 年 4 月

現時点における充当状況	上記資金使途及び運転資金に全額を充当済み ※平成 25 年 12 月 13 日付開示資料「平成 23 年に実施した第三者割当による劣後株式及び新株予約権付ローンに係る資金使途の変更に関するお知らせ」参照
-------------	--

⑤ 第 3 回新株予約権の発行

発行期日	平成 24 年 1 月 31 日
調達資金の額	新株予約権の発行による調達額 0 円 新株予約権の行使による調達額 各第 3 回新株予約権の行使に際して出資される財産は、Japan Ireland Investment Partners 及び当社の間の平成 24 年 1 月 30 日付の金銭消費 貸借契約に基づく貸金元本債権の全部又は一部とし、その価額は、第 3 回新株予約権 1 個につき、金 64 円とする。
募集時における発行済株式数	普通株式 13,790,880 株 A 種優先株式 800 株 A 種劣後株式 30,318,181 株
当該募集による発行株式数	該当なし
募集後における発行済株式総数	普通株式 13,790,880 株 A 種優先株式 800 株 A 種劣後株式 30,318,181 株
割当先	Japan Ireland Investment Partners 2,661,780 個
当該募集による潜在株式数	2,661,780 個
現時点における転換状況 (行使状況)	1,597,068 個
現時点における潜在株式数	1,064,712 個
発行時における当初の資金使途	新規出店費
発行時における支出予定時期	平成 24 年 5 月～平成 27 年 4 月

現時点における充当状況	上記資金使途及び運転資金に全額を充当済み ※平成 25 年 12 月 13 日付開示資料「平成 23 年に実施した第三者割当による劣後株式及び新株予約権付ローンに係る資金使途の変更に関するお知らせ」参照
-------------	--

⑥ 第 4 回新株予約権の発行

発行期日	平成 24 年 1 月 31 日
調達資金の額	新株予約権の発行による調達額 0 円 新株予約権の行使による調達額 各第 4 回新株予約権の行使に際して出資される財産は、フォーティーツー投資組合及び当社の間の平成 24 年 1 月 30 日付の金銭消費貸借契約に基づく貸金元本債権の全部又は一部とし、その価額は、第 4 回新株予約権 1 個につき、金 64 円とする。
募集時における発行済株式数	普通株式 13,790,880 株 A 種優先株式 800 株 A 種劣後株式 30,318,181 株
当該募集による発行株式数	該当なし
募集後における発行済株式総数	普通株式 13,790,880 株 A 種優先株式 800 株 A 種劣後株式 30,318,181 株
割当先	フォーティーツー投資組合 292,695 個
当該募集による潜在株式数	292,695 個
現時点における転換状況 (行使状況)	175,617 個
現時点における潜在株式数	117,078 個
発行時における当初の資金使途	新規出店費
発行時における支出予定時期	平成 24 年 5 月～平成 27 年 4 月

現時点における充当状況	上記資金使途及び運転資金に全額を充当済み ※平成 25 年 12 月 13 日付開示資料「平成 23 年に実施した第三者割当による劣後株式及び新株予約権付ローンに係る資金使途の変更に関するお知らせ」参照
-------------	--

⑦ 第三者割当増資による B 種優先株式の発行

発行期日	平成 24 年 4 月 22 日
調達資金の額	債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法を採用したため、資金の調達はなし。
募集時における発行済株式数	普通株式 13,790,880 株 A 種優先株式 800 株 A 種劣後株式 30,318,181 株
当該募集による発行株式数	B 種優先株式 1 株
募集後における発行済株式総数	普通株式 13,790,880 株 A 種優先株式 800 株 B 種優先株式 1 株 A 種劣後株式 30,318,181 株
割当先	HOLT ジャパン株式会社
現時点における転換状況 （行使状況）	該当なし
発行時における当初の資金使途	債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法を採用したため、資金の調達はなし
発行時における支出予定時期	債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法を採用したため、資金の調達はなし
現時点における充当状況	債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法を採用したため、資金の調達はなし

⑧ 第 5 回新株予約権

発行期日	平成 25 年 5 月 31 日
調達資金の額	新株予約権の発行による調達額 0 円 新株予約権の行使による調達額 905,359,575 円

募集時における発行済株式数	普通株式 13,790,880 株 A種優先株式 800 株 B種優先株式 1 株 A種劣後株式 30,318,181 株 B種劣後株式 4,419,022 株
当該募集による発行株式数	該当なし
募集後における発行済株式総数	普通株式 30,281,363 株 A種優先株式 800 株 B種優先株式 1 株 A種劣後株式 30,318,181 株
割当先	平成 25 年 5 月 30 日現在当社普通株式所有する 当社以外の株主
当該募集による潜在株式数	18,106,883 個 (18,106,883 株)
現時点における転換状況 (行使状況)	12,071,461 個 (12,071,461 株)
現時点における潜在株式数	0 個 (0 株)
発行時における当初の資金使途	既存店舗のリニューアル資金 売上対策資金
発行時における支出予定時期	平成 25 年 8 月～平成 26 年 4 月
現時点における充当状況	売上対策資金 既存店舗のリニューアル資金

⑨第 6 回新株予約権

発行期日	平成 25 年 11 月 11 日
調達資金の額	525,079,800 円 (差引手取概算額: 515,079,800 円) 内訳:新株予約権発行による調達額 6,035,400 円 新株予約権行使による調達額 519,044,400 円 差引手取概算額は、第 7 回新株予約権の払込金額の 総額に、すべての第 7 回新株予約権が当初行使価額 で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価 額の合計額を合算した金額から、第 7 回新株予約権 にかかる発行 諸費用の概算額を差し引いた金額となります。

募集時における発行済株式数	普通株式 30,281,363 株 A種優先株式 800 株 B種優先株式 1 株 A種劣後株式 30,318,181 株
当該募集による発行株式数	該当なし
募集後における発行済株式総数	普通株式 30,281,363 株 A種優先株式 800 株 B種優先株式 1 株 A種劣後株式 30,318,181 株
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
当該募集による潜在株式数	60,354 個 (6,035,400 株)
現時点における転換状況 (行使状況)	35,954 個 (3,595,400 株)
現時点における潜在株式数	24,400 個 (2,440,000 株) (注) を参照。
発行時における当初の資金使途	既存店舗のリニューアル資金 224 百万円 売上対策資金 291 百万円
発行時における支出予定時期	既存店舗のリニューアル資金 平成 25 年 11 月～平成 26 年 4 月 売上対策資金 平成 25 年 11 月～平成 27 年 10 月
現時点における充当状況	既存店舗のリニューアル資金 売上対策資金

(注) 第 6 回新株予約権につきましては、平成 26 年 1 月 23 日付「行使価額修正条項付き第 6 回新株予約権（第三者割当）の取得に関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、平成 26 年 2 月 14 日付で取得しております。

⑩第 7 回新株予約権

発行期日	平成 26 年 2 月 24 日
調達資金の額	新株予約権の発行による調達額 0 円 新株予約権の行使による調達額 650,569,860 円
募集時における発行済株式数	普通株式 33,876,763 株 A種優先株式 800 株 B種優先株式 1 株 A種劣後株式 30,318,181 株
当該募集による発行株式数	該当なし

募集後における発行済株式総数	普通株式 55,562,425 株 A種優先株式 800 株 B種優先株式 1 株 A種劣後株式 30,318,181 株
割当先	平成 26 年 2 月 21 日現在当社普通株式所有する 当社以外の株主
当該募集による潜在株式数	33,773,644 個 (67,547,288 株)
現時点における転換状況 (行使状況)	10,842,831 個 (21,685,682 株)
現時点における潜在株式数	0 個 (0 株)
発行時における当初の資金使途	新規出店費用 M&A 等によるチェーン拡大費用 売上対策費用
発行時における支出予定時期	平成 26 年 5 月～平成 28 年 4 月
現時点における充当状況	M&A 等によるチェーン拡大費用 売上対策費用

(3) 最近の株価の状況

① 過去 3 年間の状況 (期末)

	平成23年 4 月期	平成24年 4 月期	平成25年 4 月期
始 値	113 円	180 円	124
高 値	289 円	207 円	287
安 値	56 円	92 円	90
終 値	181 円	125 円	138

② 最近 6 ヶ月の状況

	平成25年11月	平成 25 年 12 月	平成 26 年 1 月
始 値	82	82	73
高 値	88	101	83
安 値	80	67	66
終 値	82	72	67
	平成 26 年 2 月	平成 26 年 3 月	平成 26 年 4 月
始 値	46	34	30
高 値	52	42	41
安 値	35	28	29

終 値	35	30	33 (注 1)
-----	----	----	----------

(注 1) 平成 26 年 4 月 18 日の取引終了時点における株価を記載しております。

(注 2) 当社は、平成 26 年 2 月 21 日を割当基準日とするライツ・オファリングによる第 7 回新株予約権の発行を実施しております。上記表中（平成 26 年 2 月）の株価は、当該ライツ・オファリングによる権利落考慮後の株価を記載しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年 4 月18日
始 値	33
高 値	34
安 値	33
終 値	33

以 上

別紙

株式会社メガネスーパーC種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類
株式会社メガネスーパー C種優先株式（以下「C種優先株式」という。）
2. 募集株式の数
320株
3. 募集株式の払込金額
1株につき2,500,000円
4. 払込金額の総額
800,000,000円
5. 申込期日
平成26年4月24日
6. 給付期日
平成26年5月6日
7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は400,000,000円（1株につき1,250,000円）とし、増加する資本準備金の額は400,000,000円（1株につき1,250,000円）とする。
8. 発行方法
第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ IV号・適格機関投資家間転売制限付分
除外少人数投資家向け 135株
AP Cayman Partners II, L.P. 94株
Japan Ireland Investment Partners 82株
フォーティーター投資組合 9株
9. C種優先配当金
(1) 当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各

剰余金の配当毎に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、以下に定める算式（以下「C種優先配当金算定式」という。）により算出された額（以下「C種優先配当基準金額」という。）に0.07を乗じた額（ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。以下「C種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「C種優先配当金」という。）（ただし、C種優先株式の発行日の属する事業年度の末日を基準日とするC種優先配当金については、C種優先株式1株につき、C種優先配当金額をC種優先株式の発行日からC種優先株式の発行日の属する事業年度の末日まで（C種優先株式の発行日及び末日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）とする。）を行う。C種優先株式配当金算定式において使用する基準時価は、当会社定款第10条の26第2項に規定する基準時価をいう。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{C種優先配当基準} & & \text{C種優先株式の発行日} \\
 \text{金額} & = & \text{においてB種優先株式} \\
 & & \text{の取得請求の対価とし} \quad \text{C種優先株式の発} \\
 & & \text{て交付される普通株式} \times \text{行日における有効} \\
 & & \text{の株式数} \quad \text{な基準時価} \\
 & & \hline
 \end{array}$$

100

(2) ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「C種優先株式累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対するA種優先配当金の支払、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対するB種優先配当金の支払、普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金の支払、並びにC種優先配当金の支払に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して配当を行う。

(3) 当会社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金及びC種優先株式累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順

位とする。

10. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき、償還価額（当社定款第10条の26に定義する。ただし、当社定款第10条の26第2項における「C種優先株式の取得日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」とあるのは、「残余財産の分配日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」と読み替える。）相当額に、C種優先配当金額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてC種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。

(2) C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

11. 議決権

C種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

12. 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

13. C種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

(1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

(2) 当社は、C種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、C種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

14. C種優先株式の金銭対価の取得条項

(1) 当社は、C種優先株式発行後、平成27年8月1日以降は、C種優先株式1株につき次項に定める算定方法に従って算出される額（以下「償還価額」という。）の金銭の交付と引換えに、C種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

(2) C種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、取得に係るC種優先株式の数に以下に定める算式（以下「償還価額算定式」という。）により算出された額（ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。）を乗じて得られる額とする。

取得と 引換え に交付する金 銭の額	2,500,000円＋	C種優先株式 の発行日にお けるB種優先 株式1株当た りの累積未払 配当金相当額	＋	C種優先株式 の取得日にお けるC種優先－ 株式累積未払 配当金相当額	×	C種優先株式 の発行日にお いてB種優先 株式の取得請 求の対価とし て交付される 普通株式の株 式数	C種優先 株式の発行日にお ける有効 な基準時 価
		100				100	

償還価額算定式において使用する基準時価とは、当初、平成27年8月1日に先立つ5連続取引日（平成27年8月1日を含まず、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）のない日は取引日に含まれない。）

（かかる期間を、以下「当初時価算定期間」という。）の大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする（かかる当初の基準時価を、以下「当初基準時価」という。）。なお、当初時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当会社普通株式又は処分する当会社の有する当会社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、当初基準時価は当会社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。

また、基準時価は、平成27年8月1日以降において、毎年3月の第3金曜日及び9月の第3金曜日（ただし、当該日が取引日でない場合にはその直前の取引日。以下「修正後基準時価決定日」という。）の翌日以降、修正後基準時価決定日まで（同日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）のない日は取引日に含まれない。）（かかる期間を、以下「時価算定期間」という。）の大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正される（かかる修

正後の基準時価を、以下「修正後基準時価」という。)。なお、時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当会社普通株式又は処分する当会社の有する当会社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、修正後基準時価は当会社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。

(3)一部取得をするときは、按分比例の方法（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）又は抽選により行う。

15. C種優先株式の金銭対価の取得請求権

C種優先株主は、平成27年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当会社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。）又は各事業年度末日から7ヶ月を経過した日から当該事業年度末日の9ヶ月後の日までの間に当会社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該事業年度末日から10ヶ月を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。上記定時株主総会の日から30日を経過した日と併せて、以下「C種優先株式取得請求日」という。）に、C種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、C種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額又は150,000,000円のいずれか低い方の金額（以下「C種優先株式取得限度額」という。）を限度として当会社がC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付するのと引換えに、C種優先株式の全部又は一部の取得を、当会社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当会社は、C種優先株式取得請求日に、C種優先株主に対して、取得するC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付する。ただし、C種優先株式取得限度額を超えてC種優先株主から本項に基づくC種優先株式の取得請求がなされた場合、取得すべきC種優先株式は、取得請求が行われたC種優先株式の数に応じた按分比例（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）により決定する。

16. C種優先株式の譲渡の制限

譲渡によるC種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

17. 除斥期間

当会社定款第51条の規定は、C種優先配当金の支払についてこれを準用する。